

愛媛県教育委員会 5月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

令和2年5月19日（火）午後4時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 田所竜二 委員 関啓三 委員 清水慶子

委員 富永誠司 委員 高田智世 委員 竹本公三

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 仙波純子 指導部長 和田真志

教育総務課長 目見田貴彦 社会教育課長 山野貴志

文化財保護課長 河野利江 義務教育課長 田坂文明

高校教育課長 島瀬省吾 特別支援教育課長 藤田 司

5 会議の概要

(1) 開会（午後4時00分）

（教育長） ただいまから教育委員会5月定例会を開会いたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいていただきますよう御協力をお願いいたします。

（教育長） それでは、始めに委員の皆様にご提案させていただきます。

本日の議案のうち、議案第34号愛媛県社会教育委員の委嘱について及び議案第35号愛媛県教育支援委員会委員の任命について、並びに、その他の協議案件の表彰案件6件につきましては、人事案件であることから、審議を非公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのようにさせていただきます。

（教育長） 次に、議事進行について御意見をいただきたいと思っております。配布しております次第の順に議事を進行しますと、非公開案件の中途に公開案件が入ることになりまして、その都度、傍聴人の方々に入退出していただくこととなりますので、この際、公開案件を先にまとめて審議したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのようにさせていただきます。

（教育長） では最初に公開案件から審議することといたします。事務局が資料を配布しますので少々お待ちください。

(2) 4月定例会議事録の承認

（教育長） 4月定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の

皆様よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認されました。

続きまして教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○新型コロナウイルス感染症対策に係る教育現場の現状について

(教育長) 新型コロナウイルス感染症対策に係る教育現場の現状について、副教育長から報告をお願いします。

(副教育長) 新型コロナウイルス感染症対策に係る教育現場の現状につきましては、先月15日の定例会で御報告いたしますとともに、大きな変化につきましてはその都度御連絡させていただいておりますが、その後の主な対応状況等について報告をさせていただきます。

4月17日ですが、国の「緊急事態宣言の対象地域を全国へ拡大する措置」を受けまして、本県の感染状況に変わりはないものの、県民の不安に向き合うとともに、人の移動を最小化するという目的を全国と共有するため、臨時休業の地域を全県に拡大いたしまして、全ての県立学校を5月6日まで臨時休業とすることを決定いたしました。

4月25日には、県教育委員会と県内CATV局9社が連携いたしまして、特にこの時期に配慮を要する新入生を対象に「新入生学習サポート」動画の配信を開始いたしました。

次に4月28日ですが、緊急事態宣言の解除についての国の方針が不明である中、児童生徒や保護者の登校準備、学校現場の再開準備を円滑に行うため、学校の再開時期を5月11日まで延期することを決定いたしました。

4月29日ですが、知事会が国への緊急提言に突然盛り込もうといたしました「9月からの入学問題」等につきまして、別添のとおり知事の意見書を全国知事会会長に提出いたしました。

次、5月7日ですが、県立学校臨時校長会を開催いたしまして、学校再開等について協議を行い、その結果を踏まえまして、5月8日には、今後の方針としまして学校教育活動を段階的に再開することとし、5月11日から可能な限りの感染予防策を講じた上で「学年別分散登校」を開始し、5月25日から、県内一斉に全校での完全再開を目指すことを決定・公表いたしました。

現在、全ての市町において5月11日から順次分散登校が実施されておりまして、県立学校と同様に、5月25日を目途に学校再開を目指すこととなっております。

また、家庭学習支援を強化するため、端末機を所持していない生徒へ端末機を貸与するなど、ICTを活用した双方向通信環境の緊急整備を実施

することとし、5月11日から生徒への機器配備を行い、昨日18日から使用開始をしているところでございます。

こうした中でございますが、5月14日に、松山市内医療機関において集団感染が発生いたしまして、これに伴い、関係者が濃厚接触者とされた伊予農業高等学校につきましては、同日から2日間、分散登校を一時休止いたしました。

なお、松山市及び松前町の全ての小中学校については、同日から分散登校を一時休止しております。

その後の検査におきまして、伊予農業高等学校関係者の陰性が判明しましたことから、5月18日から同校の分散登校を再開しております。

また、他の県立学校についても、学校関係者に感染者又は濃厚接触者がいないことが判明し、学校での感染拡大リスクがなくなりましたことから、全県立学校で分散登校を継続しております。

なお、松前町の小中学校は本日19日から分散登校を再開、松山市は、学校関係者の新たな感染などがなければ、21日に分散登校を再開することとしております。

以上で説明を終わります。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

(竹本委員) オンライン授業についてお尋ねします。全国的に公立学校ではオンライン授業の実施率が5パーセント程度と伺っておりますが、学習の遅れが大変気になっているところでございますが、先ほど御説明にもありましたように県立高校ではタブレット等を生徒に貸し出すなどして、全生徒に対してオンライン授業を実施する環境が整えられたということで大変嬉しく思っております。

今後秋あるいは冬には第二波、第三波が来るのではないかとされておりまして、学校が再び閉鎖されるようなことも十分考えられると思っております。分散登校ではありますが、生徒が登校している今の間に、オンライン授業について効果的な活用方法を教員と生徒が一体となって研究する必要があるのではないかと考えております。また、この取組は今回のコロナ対策だけではなく、教員の働き方改革にも繋がっていくのではないかとしますので、しっかりと研究していただきたいと思っておりますが、現状と今後の取組についてお考えを教えてくださいますようお願いいたします。

(高校教育課長) 県立学校におきまして、オンライン、ICTを活用した授業をどのように進めていくかということでございますが、学習支援アプリやテレビ会議システムを使った学校と生徒が双方向でやり取りできるというシステムを、県立高校・中等教育学校のほぼ全ての学校で使

用できる状況になっております。

導入に向けて順次取り組んでおりますが、恐らく5月末には、全校でシステムが整う見込みでございます。

この臨時休業中の時間を使いまして、各学校においては教員のICTを使った研修等に取り組んでもらうよう連絡しているところでございまして、コロナがその後どうなるかわからないところもありますが、通常の授業においてもICTを効果的に活用して、オンラインでのやり取りをできるように指導をしているところでございます。

(高田委員) コロナ対策もそうなのですが、もし災害があった際には、学校が避難所となりますので、その時に子どもたちが登校できるのかということと、3密にならないようにできるのかということをお教えいただけたらと思います。

(義務教育課長) 災害の規模にもよりますが、小中学校の場合は、体育館を避難所として開放することが多くあると思います。その際の学校のマニュアルでは、まずは教育活動を早く再開するというのを優先しておりますので、校舎内のこの教室には避難者を入れないということを明示するようになっております。基本的に体育館と教育活動には影響しない教室を使って避難をしていただくという仕組みですが、かなり大きな規模の災害になった場合にはその辺りは変わってくると思います。

(教育長) コロナのこういう情勢下にあって、万が一災害が起きた時というのは、恐らく本県だけではなく、どこの県も初めての経験になるかと思っております。災害の規模にもよりますが、まず児童生徒の安全確保と教育の確保、それから西日本豪雨災害のような時には、地域住民の生命・生活の確保、その両方をにらみながら、できることをやっていくという形になると思います。本県は西日本豪雨の時の経験がありますので、できる限りの対応を取っていきたいと思います。

(清水委員) 今、学校では目に見えないものに対してどう対応していくかということで、本当に大変な状況だと思いますし、県教委の皆さんも恐らくこの1、2か月徹夜に近い状況が続いて、いろんな指針や情報を学校現場に流してくださっていると思います。高校の生徒の皆さんにタブレットを1台ずつ貸すことに関しても相当な努力をされたと聞きましたし、大変ありがたいと思います。特に今年度、小学校は新学習指導要領の全面実施ということで、新しい教育内容も入ってきますし、学校現場では年間指導計画等も整えてスタートし始めたところに、こういう大変なことがありました。見えないものが相手ですから先はどうなるかわかりませんが、分散登校一つにしても学校規模によって、例えば、少人数で3人くらいしか学年にいないようなときには分散する必要がないかと思っております。一方、そうなってくると指導効率の面で差が出てくるだろ

うと思いますので、その辺は県教委がリーダーシップをとっていただいで、東・中・南予の教育事務所とともに、20市町の市町教委に対して指導されていると思いますが、教育課程全般の実施方法について現状がどうなのか。学校現場では先生方も一生懸命それを準備していると思いますが、例えば、先日新聞にも出ましたが、新しい指導内容を2年ないし3年ぐらい向こうに持ち越して子どもたちに指導をしてほしいという、国の指針も出たように聞きましたし、学校をまたがる学年については難しいと思いますが、学校現場も一方では働き方改革と言いながら、先生方はこれからどのようにしていくかということ、迷いながら頑張っている状況だと思います。特にその一つの例としては、学校行事等、例えば、もう早いところではプールで水泳指導が始まる時期です。水泳大会や相撲大会などのスポーツの大会等もあります。今後の見通しとしてどのような方向で進めて行くのがベストなのか、難しいとは思いますが、やはり教育委員会がリーダーシップをとって早め早めに方向を学校に示すことも、現場が迷わないための大事な点かだと思いますので、その辺り教えてください。

(義務教育課長) 現在は臨時休業が継続した中での分散登校ということでございます。ですから、授業を進めているわけではございません。いわゆる宿題を充実するための指導を学校で行っており、宿題の仕方についての指導、宿題の成果を見取る時間として、小テスト等を行うということを中心に進めております。授業を本格的に再開するのは、学校が完全再開になる場合と捉えております。現状では、市町によって、最大で9日か8日ぐらいの授業日数の差は生じます。中予地域と、南予の一部地域、東予地域と南予の多数地域の二つのグループに分かれます。

今後、仮に5月25日に完全再開ということになった場合に、どのようなシミュレーションができるかについては、ある程度情報提供しております。各市町の状況に応じて、今後検討していくことになるかと思えます。小中学校の教育課程というのは、年間35週を基準としておりますから、35週で週に5日間授業をしたと仮定しますと175日で、もし175日にフルで授業、つまり6時間授業をすることになれば、1050時間という計算になってきます。標準の授業時数が、小学校4年生以上中学校3年生までは、1学年あたり1015時間ですから、1050時間よりも少ないわけです。実質学校に子どもたちが通う日はどれくらいあるかということ、大体200日近くです。ですから教育課程上は、175日分を想定して標準授業時数を1015時間と決めているわけですが、子どもたちはそれよりも25日分くらい余裕を持って学校に来ているわけです。そのため、例えば、入学式や卒業式の後に授業をするかということ、しない学校が多いです。中学校のテスト期間中に午後から子どもが帰ることができるのは、余裕があ

るということです。インフルエンザの流行や警報が出た時にも学校が休みになります。それでも標準授業時数がクリアできるのは、そのような仕組みがあるためです。ですから今の段階では、大きなし寄せは来ていないところです。ただ、25日ほど授業がなくなっていると、それを取り返すにはどうしたらいいだろうかと焦る気持ちはあると思います。その辺りは、例えば、一日に7時間授業をするなど、今後のカリキュラムをある程度工夫していくことになろうかと思いますが、一日に7時間授業をすることがかなり厳しいとなってくれば、夏季休業や土曜授業等を充てる自治体も出てくると思います。行事に関しましては、やはり行事が少なくなるというのは子どもの健全育成上あまりよくありませんから、今後の感染の拡がり具合によって変わってくると思いますが、既にいくつかの大きな行事を次年度に先送りしようかという動きも出ております。例えば少年自然の家の活動、これについては中学校1年生でしなくても次の学年でできる、あるいは小学5年生で行かなくても6年生で行くことができるということで、先送りという案が出ているところも把握しております。修学旅行については時期をずらしてでもやろうとする動きとなっております。水泳や相撲の大会につきましては、国の指針が出ておらず、今のところなんとも言えないところではありますが、なるべく早めに指針が示せればと考えています。

(教育長) 私見になりますが、教育の遅れというのはある程度出ていて、そこはこれから挽回をしていかなければいけないのはもちろんですが、教育の遅れを取り戻すことを第一に考えてしゃかりきになってやるというのは危険だろうという気持ちでおります。

通常授業が再開されていない中で、いきなり最初からフル回転で詰め込んでいくのは、かえって悪影響の方が大きいだろうと思います。学校は、学びはもちろん大切ですが、学び以外の行事関係を通じたふれあいや協働作業などが大事になってくるので、慌てず騒がずじっくりと腰を据えて、ゆっくりと遅れを取り戻していく、必要なことはやりきってしまうみたいなことを、なかなか難しいですが、今の段階であればなんとか一年かければ挽回できるかなと、我々も現場の方でも思っているもので、特に一年生のケアなども考えながらやっていきたいと思っております。

(教育長) ほかがございませんでしょうか。それでは次に移らせていただきます。

○令和2年4月臨時県議会スポーツ文教警察委員会の質疑内容について

(教育長) 令和2年4月臨時県議会スポーツ文教警察委員会の質疑内容について、副教育長から報告をお願いします。

(副教育長) 先月30日に、新型コロナウイルス感染症対策に関する県の補正予算案及び専決処分の承認等について審議する臨時県議会が開催さ

れ、同日、各常任委員会で審議がございました。

スポーツ文教警察委員会におきましては、学校の臨時休業に伴い、児童生徒の学習活動に影響が生じていることから、学習支援などを行う教育活動支援員を配置するための経費や学校内での感染リスクを低減させるため、マスク・アルコール消毒液等を学校に整備するための経費に係る補正予算案等について審議がなされました。

その質疑の概要につきまして、お手元に配付しております資料「令和2年4月臨時県議会 スポーツ文教警察委員会の質疑内容」に基づいて御報告申し上げます。

主な質疑といたしましては、教育活動支援員の配置について質問がございまして、学習が遅れがちな生徒に対する学習支援のほか、進路相談や健康観察などを行う教育活動支援員を、執行体制が整い次第、県立学校に配置するとともに、小中学校に関しましても市町の要望や学校数・学校規模等を勘案して配置したい旨を答弁いたしました。

その他、子ども向けSNS活用相談窓口の内容や特別支援学校のスクールバスの増便などについて質疑がございました。

以上でございます。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたらお願いします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。

(全委員) はい。

○令和3年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について

(教育長) 令和3年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について、事務局から報告をお願いします。

(義務教育課長) 令和3年度愛媛県公立学校教員採用選考試験について御説明いたします。

資料の「1選考試験について」を御覧ください。第1次選考試験につきましては、7月21日火曜日及び7月22日水曜日の2日間での実施を予定しております。また、第2次選考試験につきましては、高等学校教員・特別支援学校教員は8月20日木曜日から8月22日土曜日の3日間、小中学校教員・養護教員・栄養教員は8月20日木曜日から8月23日日曜日の4日間での実施を予定しております。

それでは、今年度の改善点・変更点について御説明いたします。今年度の改善点・変更点は、「他県会場の新設」、「受験資格における年齢制限の撤廃」、「高等学校教員(情報)の追加」、「筆記試験実施内容の削減及び実技試験の変更」「追加合格の実施」の5点です。

資料の「2(1)他県会場の新設」を御覧ください。今年度、新たに東京会場と大阪会場を設置し、受験者の移動を極力抑えることで新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りました。また、このことにより、受験

者の負担も軽減され、受験者数の確保にもつながると考えております。

資料「2(2)受験資格における年齢制限の撤廃」を御覧ください。これまでも、他県現職教員、本県の講師等経験者、教職経験者特別選考志願者、本県の学校栄養職員につきましては、受験資格において年齢制限を設けておりませんでした。今年度から全ての志願者について年齢制限を撤廃することとしました。これは、幅広い経験を有する者及び優秀な人材を確保することを目的としています。

資料「2(3)高等学校教員(情報)の追加」を御覧ください。情報の教科に係る高い専門性をもった人材の確保や情報免許保有者の高齢化に対応するため、高等学校教員の試験区分において、教科「情報」の試験を実施することといたしました。

資料「2(4)筆記試験実施内容の削減及び実技試験の変更」を御覧ください。受験者の負担を軽減するため、全ての試験区分において、一般教養科目(人文社会、自然科学)の筆記試験を廃止いたします。また、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実技試験については2次選考試験において保健体育のみ実施し、他の教科は中止することといたしました。

資料「2(5)追加合格の実施」を御覧ください。近年、合格後の辞退者数が増加し、一部の試験区分においては、採用予定数を割り込む状況が続いています。今年度より、合格発表後、採用内定者の欠員の状況等により、追加合格を実施することとし、採用予定数を確保したいと考えております。

以上で報告を終わります。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

(清水委員) 全ての志願者の年齢制限を撤廃するというのは、とても門戸が開かれていいと思いますが、免許更新をしていなくて、受験できないという人が出てくる対策は大丈夫でしょうか。

(義務教育課長) 教員免許状が、いわゆる休眠状態の方でも受験することは可能でございます。合格をした後、令和3年4月1日の時点で自分が受けた試験区分の普通免許を取得していれば問題はございません。実際通信教育では、頑張れば一週間程度詰め込みで更新講習が完了すると聞いております。

(竹本委員) 更新するために30時間必要だったかと思いますが、一週間くらいで全部取れるようになるのですか。

(義務教育課長) 通信教育を設けている大学が幾つかございまして、そちらで頑張れば、一週間程度で取得可能と認識しております。

(関委員) 他会場でも実施ということで、東京会場と大阪会場で大体何名くらいの受験を想定しているのか、もう一つはこういう時期で3密を避けるという意味では実技試験というのは大変難しいと思いますが、保

健体育のみにして、ほかの教科は中止し、特に支障はないかどうか、どういう判断をされたのかを教えてください。

(義務教育課長) 今年度、例年よりも受験してくださる方が増えてくるのではないかと予測をしております。今のところ細かい数値は持ち合わせておりませんが、東京と大阪を比較いたしますと、例年、関西圏の方が関東圏よりもたくさん志願して下さっています。東京で100名、大阪で200名程度受けてくだされば幸いかと考えております。

それから、実技に関しては、保健体育以外は今年度実施いたしません。その代わりとしましては、いわゆる筆記試験の段階である程度実践力を問えるような問題を組み入れるようにしております。二次試験の口頭質問においては、学校に赴任した時にどんな対応を取りますかというような質問を、各教科の特質に合わせて行うようにしておりますので、その部分でカバーしていけるものと捉えております。

(教育長) コロナ対策が色濃く出ている辺り、関委員から御質問がございましたけれども、なるべく他県からの流入を防ぐという形で東京、大阪、それから3密をなるべく防ぐという形で、保健体育はどうしても実技がいるという現場の声が強かったのもそのまま残して、あとは代替で対応できるだろうということだったと思います。

(教育長) ほかがございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○労働審判手続申立て等に係る個人情報部分開示決定等に関する審査請求について

(教育長) 労働審判手続申立て等に係る個人情報部分開示決定等に関する審査請求について、事務局から報告をお願いします。

(高校教育課長) 労働審判手続申立て等に係る個人情報部分開示等決定及び公文書部分公開等決定に関する審査請求について、御報告いたします。

この審査請求は、審査請求人1名から、個人情報開示請求に対する部分開示及び非開示の決定について2件、公文書公開請求に対する部分公開及び非公開の決定について2件、合わせて4件の請求がなされたものです。

審査請求に至る経緯としましては、審査請求人から令和2年2月7日と3月5日になされた個人情報開示請求及び3月5日と4月6日になされた公文書公開請求に対し、「争訟に係る事務に関し県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあること」、「人事に関する事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあること」及び「文書が不存在であること」を理由として、教育長がそれぞれ部分開示及び非開示等の決定を行ったことを不服とし、4月10日付けで3件、4月22日付けで1件の審査請求がなされたものであります。

本審査請求は、行政不服審査法に基づくものであり、今後、同法に基

づき教育長が審査庁として処理することとなりますが、まずは、情報公開条例第19条及び個人情報保護条例第45条の規定に基づき、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問した後、同審査会からの答申を踏まえ、教育長が裁決を行うこととなります。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたらお願いします。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは、教育長報告につきましては以上で終了し、議案審議に移りたいと思います。

(4) 議 事

議案審議

○議案第33号令和3年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について

(教育長) 議案第33号令和3年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 県立高等学校の入学者の選抜、県立特別支援学校高等部の入学者の選抜及び県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について定めるものです。

お手元の議案及び資料に沿って、説明いたします。

議案の「1 愛媛県県立高等学校の入学者の選抜」の「(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲」について御説明いたします。

まず、検査教科は、例年どおり、全日制課程では、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科、定時制課程では、国語1教科と、社会、数学、理科及び英語から入学志願者が選択する2教科の、合わせて3教科としております。

次に、出題範囲について説明いたします。中学校においては、新しい学習指導要領が全面実施される令和3年4月1日までの間の移行措置により、令和2年度の3年生は、資料1に示すように、第1・2・3学年の社会と英語において、新学習指導要領又は現行学習指導要領のいずれかの規定により学習しております。

このため、社会と英語については、学力検査の出題範囲を、現行中学校学習指導要領において指導する内容、新中学校学習指導要領において指導する内容に即し、基本的事項について出題することとしております。ただし、平成30年度、令和元年度及び令和2年度における学習が、新学習指導要領の規定によるものであっても、影響のないよう配慮すること

といたします。なお、社会については、現行学習指導要領による場合にも、新学習指導要領地理的分野の「領域の範囲や変化とその特色」、歴史的分野の「富国強兵・殖産興業政策」、公民的分野の「領土、国家主権」に関する規定を適用することとなっており、中学校第3学年の生徒全員が学習することとなっておりますので、出題範囲に加えることとしております。

このほか、議案「1の(2)学力検査等の期日及び合格者の発表の日」については、お示ししたとおりでございます。

また、「(3)通信制の課程及び専攻科」につきましては、実施校が限られておりますことから、教育長が別に定めることとしております。

次に、議案の「2愛媛県県立特別支援学校高等部の入学者の選抜」について説明いたします。

まず、学力検査の検査教科については、各県立特別支援学校の実態に応じて各学校において決定することとしております。

次に、出題範囲について説明いたします。

本科については、現行の特別支援学校学習指導要領に示されている中学部の各教科の目標及び内容を出題範囲とすることとしております。

なお、知的障害者以外の、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においても、新しい学習指導要領が全面実施される令和3年4月1日までの間の移行措置により、議案の「1愛媛県県立高等学校の入学者の選抜」の「出題範囲」に準ずる範囲とすることとしております。

専攻科については、特別支援学校高等部学習指導要領及び新しい学習指導要領が全面実施される令和3年4月1日までの移行措置による内容に即し、基本的事項について出題することとしております。

このほか、議案「2の(2)学力検査等の期日及び合格者の発表の日」については、お示ししたとおりでございます。

最後に、議案の「3愛媛県県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜」についてであります。 「(1)イの出題範囲」については、高等学校と同様であります。「(1)アの検査教科」「(2)の学力検査等の期日及び合格者の発表の日」については、教育長が別に定めることとしております。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第33号令和3年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日については原案のとおり可決

決定をいたしました。

(教育長) 次に、議案第34号及び議案第35号の審議につきましては、非公開のため議案審議を中断し、専決処分の承認に移ります。

専決処分の承認について

○補正予算に対する意見について

(教育長) 補正予算に対する意見について、副教育長から説明願います。

(副教育長) 新型コロナウイルス感染症防止対策にかかる補正予算案につきまして知事から意見を求められたことから、愛媛県教育委員会教育長専決規則第2条第2項の規定により専決処分し、異議ない旨回答させていただきましたので、御報告させていただきます。

その補正予算の内容につきましては、まず「県立学校感染拡大防止対策事業費」でございますが、これは、学校内での感染リスクを低減させるために必要な、マスクやアルコール消毒液等の保健衛生用品を学校に整備するための経費でございます。

次の「特別支援学校スクールバス感染防止対策事業費」につきましては、換気が行いにくく、長時間密集した状態になるスクールバスでの感染リスクを低減するため、スクールバスを増便し人数を分散するための経費でございます。

次の「SNS活用子ども相談体制緊急構築事業費」につきましては、自分や家族が感染するのではないかという不安、偏見や風評による心理的ストレス等に対して、SNSを活用した相談窓口を開設することにより、様々な悩みを抱える中高生に対する相談体制を整え、問題の深刻化の未然防止や早期対応、不安解消に向けた支援を行うための経費でございます。

次の「臨時休業対策昼食支援事業費」でございますが、臨時休業に伴う保護者の経済的負担を軽減するため、経済的理由により就学が困難な児童生徒等に対し、市町と協調して学校給食費相当額を補助するための経費でございます。

次の「学校教育活動支援員配置事業費」及び次の「県立学校学習支援員配置事業費」でございますが、臨時休業に伴う、児童生徒の学習活動への影響を緩和するため、児童生徒の学習支援や健康管理の補助等を行います、教育活動支援員を緊急に配置するための経費でございます。

以上補正予算の対応でございます。御承認のほど、よろしく願いいたします。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

(教育長) これは時間もない中でとりあえず必要なものということで、4月の臨時議会で提出させていただいたものでございます。

(竹本委員) スクールバスを増便するというのはどういう意味合いですか。4台から8台になるということは、1回行っていたところを2回周

るとか、どういう取組をされるのですか。

(特別支援教育課長) 現在配備しているバスに加えて民間の業者からバスを借り上げてまして、1台走っているところを2台走る形で倍増しまして、座席数も増やすことにしております。

(教育長) 基本は二人掛けのシートに、今は混み合うバスは最後には満車になるという状態、それをどんなに混み合っても最終的に二人掛けに一人で座らせるという形を基本に台数を積算しております。

(竹本委員) バスを借りてくるというのはすぐに確保できるのですか、実際に運用はいつからできるのかということをお教えいただけますでしょうか。

(特別支援教育課長) 緊急事態宣言を受けて学校を一旦休止し、5月11日から再開ということで、バスの契約を5月11日を目途において進めてきておりました。今回5月25日の完全再開を目指してという方針に変わりましたので、現在契約の変更をしているところです。

(清水委員) 最後の二つは学校現場ではどちらもとてもありがたいことだと思いますが、この業務を実施する先生方の採用をどのような感じでされるのですか。

(義務教育課長) 支援員につきましては、各市町教育委員会の方で募集をかけて採用していくこととなります。現在スクールサポートスタッフが各市町に配置されておりますが、それと同様の事業形態を取っておりますので、どのような形で募集するかについては市町に任せております。

(清水委員) 兼務するという事は難しいのですか。それはできないのですか。

(義務教育課長) スクールサポートスタッフとの兼務ですか。

(清水委員) 仕事がほとんど一緒になるわけですか。

(義務教育課長) 兼ねるということは難しいかなと考えております。

(教育長) コロナ対策で授業が遅れてきたのを取り戻さないといけない、そうすると先生の負担は間違いなく増えてくる、そこを解消していくために緊急的に人を入れていくという趣旨だと思うので、兼務するとあまり意味がないと思います。

(清水委員) 現在、それぞれの子どもたちが学校から配布されたプリント、宿題はものすごく膨大な量を先生方が家庭訪問して集めて、添削したり業務はとてもたくさんあると思うので、それが終わって実際少しずつスムーズに行き始めてもこれはありがたいと思います。

(高田委員) 先日、教育会の会に参加させていただいて、その時にちょっと聞いたのですが、学校に今行けない状態で家にいるので、子どもが痩せている子がいるということで、昼食支援事業はとてもありがたいと思います。しかし、親の方に給食費相当の手当を渡す形で、それがちゃんと子どもに行けばいいのですが、たぶんそれがそのまま子どもに行かずに親だけが持ってしまって、結局子どもは食べられない状況になって

しまうのかなという部分があるので、この実態把握をできるようなもの
があればいいと思ったので、またよろしくお願いします。

(義務教育課長) その辺りは各市町のいわゆる福祉部局等との連携を取
りながら状況把握をしていかななくてはいけないと思いますので、今後機
会を見て投げかけていきたいと思います。

(教育長) ほかがございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、補正予算に対する意見については、
原案のとおり承認されました。

○教職員の報賞について

(教育長) 教職員の報賞について、事務局から説明をお願いいたします。

(高校教育課長) 令和2年4月30日に退職しました、愛媛県立松山東高
等学校教諭関秀年の報賞について、愛媛県教育委員会教育長専決規則
第2条第2項の規定により専決処分いたしましたので、同規則第4条の
規定により、ここに報告します。

なお、関教諭は勤続34年1月でありまして、愛媛県教職員報賞規程の
満30年以上勤続し、勤務成績良好なものという要件に該当します。

御承認のほどをお願いします。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御意
見・御質問等ございましたらお願いいたします。

(教育長) やむを得ない事情で退職いたしますということでございます。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、教職員の報賞については原案のと
おり承認されました。

それでは専決処分の承認については、以上で終了させていただきます。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人及び
報道機関の皆様方におかれましては御退席をお願いいたします。

議案審議

○議案第34号 愛媛県社会教育委員の委嘱について

(教育長) 議案説明を求める。

(社会教育課長) 愛媛県社会教育委員である愛媛県高等学校長協会長及
び愛媛県小中学校長会副会長の交代に伴い、その後任の委員を、社会教
育法第15条第2項の規定により委嘱する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第35号 愛媛県教育支援委員会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(特別支援教育課長) 愛媛県教育支援委員会委員である愛媛県特別支援学校長会長の交代に伴い、その後任の委員を愛媛県教育支援委員会設置規則第3条第2項の規定により任命する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(5) その他

○令和3年春の叙勲について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 令和3年春の叙勲候補者について、教育功労(5名)及び学校保健功労(2名)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和2年度教育者文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 令和2年度教育者文部科学大臣表彰の被表彰候補者(3名)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和2年度地方教育行政功労者文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 令和2年度地方教育行政功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者(2名)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和2年度優良PTA文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(社会教育課長) 令和2年度優良PTA文部科学大臣表彰の被表彰候補団体(3団体)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和2年度視聴覚教育・情報教育功労者文部科学大臣表彰について
(教育長) 協議題の説明を求める。

(社会教育課長) 令和2年度視聴覚教育・情報教育功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者(1名)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和2年度地域文化功労者文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(文化財保護課長) 令和2年度地域文化功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者(1名)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

(教育長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉会(午後5時07分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会5月定例会を閉会いたします。